磁気ディスク等の記録媒体を指定する規定等の見直しに伴う関係規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県規則第22号

磁気ディスク等の記録媒体を指定する規定等の見直しに伴う関係規則の一部を改正する規則 (知事等の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

第1条 知事等の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成17年静岡県規則第11号)の一部を次のように改正する。

改正前

(電磁的記録による作成等)

第6条 知事等は、情報通信技術利用条例第6 条第1項の規定により書面等の作成等に代え て当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行 うときは、当該作成等に係る事項を知事等の 使用に係る電子計算機に備えられたファイル に記録する方法又は<u>磁気ディスク</u>をもって調 製する方法(これに準ずる方法により一定の 事項を確実に記録しておくことができる物を もって調製する方法を含む。)により行うもの とする。

改正後

(電磁的記録による作成等)

- 第6条 知事等は、情報通信技術利用条例第6条第1項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る事項を知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製する方法により行うものとする。ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術(官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)第2条第4項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。以下同じ。)その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。
- 2 知事等は、条例等の規定により電磁的記録 により作成等を行うときは、クラウド・コン ピューティング・サービス関連技術その他の 情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な 方法によるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する 規則の一部改正)

第2条 知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成18年静岡県規則第6号)の一部を次のように改正する。

(電磁的記録による保存の方法)

- 第3条 民間事業者等は、保存等における情報 通信技術利用条例第3条第1項の規定により 書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記 録の保存を行うときは、次に掲げる方法のい ずれかにより行わなければならない。
 - (1) 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより保存する方法
 - (2) 書面に記載されている事項をスキャナ (これに準ずる画像読取装置を含む。)によ り読み取ってできた電磁的記録を民間事業 者等の使用に係る電子計算機に備えられた ファイル又は<u>磁気ディスク等</u>をもって調製 するファイルにより保存する方法

2 · 3 (略)

(電磁的記録による作成の方法)

第4条 民間事業者等は、保存等における情報 通信技術利用条例第4条第1項の規定により 書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記 録の作成を行うときは、民間事業者等の使用 に係る電子計算機に備えられたファイルに記 録する方法又は<u>磁気ディスク等</u>をもって調製 する方法により作成を行わなければならない。

(電磁的記録による交付等の方法)

- 第8条 保存等における情報通信技術利用条例 第6条第1項に規定する電磁的方法であって 知事が定めるものは、次に掲げるいずれかの 方法とする。
 - (1) (略)

(電磁的記録による保存の方法)

- 第3条 民間事業者等は、保存等における情報 通信技術利用条例第3条第1項の規定により 書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記 録の保存を行うときは、次に掲げる方法のい ずれかにより行わなければならない。
 - (1) 作成された電磁的記録を民間事業者等の 使用に係る電子計算機に備えられたファイ ル又は<u>電磁的記録媒体(電磁的記録に係る</u> <u>記録媒体をいう。以下同じ</u>。)をもって調製 するファイルにより保存する方法
 - (2) 書面に記載されている事項をスキャナ (これに準ずる画像読取装置を含む。)によ り読み取ってできた電磁的記録を民間事業 者等の使用に係る電子計算機に備えられた ファイル又は<u>電磁的記録媒体</u>をもって調製 するファイルにより保存する方法

2 · 3 (略)

(電磁的記録による作成の方法)

第4条 民間事業者等は、保存等における情報 通信技術利用条例第4条第1項の規定により 書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記 録の作成を行うときは、民間事業者等の使用 に係る電子計算機に備えられたファイルに記 録する方法又は<u>電磁的記録媒体</u>をもって調製 する方法により作成を行わなければならな い。

(電磁的記録による交付等の方法)

- 第8条 保存等における情報通信技術利用条例 第6条第1項に規定する電磁的方法であって 知事が定めるものは、次に掲げるいずれかの 方法とする。
 - (1) (略)

- (2) <u>磁気ディスク等</u>をもって調製するファイルに当該交付等に係る事項を記録したものを交付する方法
- (2) <u>電磁的記録媒体</u>をもって調製するファイルに当該交付等に係る事項を記録したものを交付する方法
- 2 (略)

2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正)

第3条 特定非営利活動促進法施行条例施行規則 (平成10年静岡県規則第63号) の一部を次のように改正する。

改正前

(電磁的記録による備置きの方法)

- 第27条 条例第16条第4項に規定する電磁的記録の備置きに係る規則で定める方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。
 - (1) 作成された電磁的記録を特定非営利活動 法人の使用に係る電子計算機に備えられた ファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一 定の事項を確実に記録しておくことができ る物 (以下「磁気ディスク等」という。)を もって調製するファイルにより備え置く方法
 - (2) 書面に記載されている事項をスキャナ (これに準ずる画像読取装置を含む。)によ り読み取ってできた電磁的記録を特定非営 利活動法人の使用に係る電子計算機に備え られたファイル又は<u>磁気ディスク等</u>をもっ て調製するファイルにより備え置く方法
- 2 (略)

(電磁的記録による作成の方法)

第28条 条例第16条第4項に規定する電磁的記録の作成に係る規則で定める方法は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は<u>磁気ディスク等</u>をもって調製する方法とする。

改正後

(電磁的記録による備置きの方法)

- 第27条 条例第16条第4項に規定する電磁的記録の備置きに係る規則で定める方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。
 - (1) 作成された電磁的記録を特定非営利活動 法人の使用に係る電子計算機に備えられた ファイル又は<u>電磁的記録媒体(電磁的記録</u> に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもっ て調製するファイルにより備え置く方法
 - (2) 書面に記載されている事項をスキャナ (これに準ずる画像読取装置を含む。)によ り読み取ってできた電磁的記録を特定非営 利活動法人の使用に係る電子計算機に備え られたファイル又は<u>電磁的記録媒体</u>をもっ て調製するファイルにより備え置く方法
- 2 (略)

(電磁的記録による作成の方法)

第28条 条例第16条第4項に規定する電磁的記録の作成に係る規則で定める方法は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は<u>電磁的記録媒体</u>をもって調製する方法とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

第4条 無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する規則(令和2年静岡県規則第16号)の一部を次のように改正する。

改正前

(入居申込者に対する説明、契約等)

第12条 (略)

 $2 \sim 6$ (略)

- 7 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第10項で定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第2項の事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。
 - (1) (略)
 - (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその 他これらに準ずる方法により一定の事項を 確実に記録しておくことができる物をもっ て調製するファイルに第1項の重要事項及 び第2項の事項を記録したものを交付する 方法

8~11 (略)

改正後

(入居申込者に対する説明、契約等)

第12条 (略)

 $2 \sim 6$ (略)

- 7 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第10項で定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第2項の事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。
 - (1) (略)
 - (2) <u>電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。)</u>をもって調製するファイルに第1項の重要事項及び第2項の事項を記録したものを交付する方法

8~11 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。 (静岡県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第5条 静岡県屋外広告物条例施行規則(昭和49年静岡県規則第31号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(帳簿の記載事項等)	(帳簿の記載事項等)
第26条 (略)	第26条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 第1項各号に掲げる事項が電子計算機に備	3 第1項各号に掲げる事項が電子計算機に備
うられたファイル∀は磁気ディスク シー・	 うられたファイルVけ雷磁的記録棋休(雷子

ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)に記録され、必要に応じ屋外広告業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができる。

- 4 帳簿(前項の規定により記録が行われた同項のファイル又は<u>磁気ディスク等</u>を含む。次項において同じ。)は、広告物の表示又は掲出物件の設置の契約ごとに作成しなければならない。
- 5 (略)

的方式、磁気的方式その他人の知覚によつて は認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に 供されるものに係る記録媒体をいう。以下同 じ。)に記録され、必要に応じ屋外広告業者の 営業所において電子計算機その他の機器を用 いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて帳簿への記載に代えることができ る。

- 4 帳簿(前項の規定により記録が行われた同項のファイル又は<u>電磁的記録媒体</u>を含む。次項において同じ。)は、広告物の表示又は掲出物件の設置の契約ごとに作成しなければならない。
- 5 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この規則は、公布の目から施行する。